

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度中央区子どもの 体力向上支援事業業務委託	200:その他	リーフラス 株式会社	¥1,807,960	令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G5	－
2	令和7年度外国につながる 若者・保護者エンパワメント 事業業務委託	200:その他	Minamiこども教室 実行委員会	¥1,001,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G5	－
3	令和7年度大阪市中央区に おける自律的な地域運営の 支援事業	185:各種施策 研究・調査	街角企画株式会 社・有限会社OM 環境計画研究所 地活協事業推進 共同企業体	¥14,472,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G5	－
4	令和7年度コミュニティ育 成・区民レクリエーション事 業業務委託	109:催事	一般財団法人大 阪市コミュニティ協 会	¥8,993,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G5	－
5	令和7年度とんぼりリバー ウォーク清掃業務委託	004:その他清 掃	南海ビルサービス 株式会社	¥3,564,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G4	－
6	令和7年度とんぼりリバー ウォーク(遊歩道)警備業務 委託	068:その他警 備	南海ビルサービス 株式会社	¥8,025,600	令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G4	－
7	令和7年度「中央区にぎわ いスクエア」業務委託	109:催事	株式会社ハイティ アーズエンターテ イメント	¥6,611,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G5	－
8	令和7年度区民協働による 魅力発信推進事業業務委託	109:催事	街角企画株式会 社	¥1,400,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G5	－
9	2025年日本国際博覧会 「大阪ウィーク」舞台設営及 び催事運営業務(ポップアッ プステージ南)業務委託	109:催事	幸せ工務店	¥1,336,500	令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G3	－
10	地域における要援護者の見 守りネットワーク強化事業及 び地域福祉見守り活動事業	200:その他	社会福祉法人大 阪市中央区社会 福祉協議会	¥36,939,497	令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G3	－
11	中央区役所所管施設 保守 点検・修繕等包括的業務委託 長期継続	200:その他	株式会社ザイマッ クス関西		令和7年4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G5	－
	※うち、本体業務(令和7年 4月1日～令和12年3 月31日)			¥2,772,000				
	※うち、保守点検業務(令和 7年4月1日～令和8 年3月31日)			¥26,393,400				

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度中央区子どもの体力向上支援事業業務委託

2. 契約の相手方

リーフラス株式会社

3. 随意契約理由

本事業では、低学年・中学年・高学年にそれぞれに対応した適切な実施プログラムを整えるため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用し、かつ、各小学校が希望するプログラムに対応できるよう、公募型プロポーザル方式を採用する。

また、広く事業者を募集するとともに最も効果的・効率的な指導内容、かつ適切な実施方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施することにより、より優れた事業効果が期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ
(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度外国につながる若者・保護者エンパワメント事業業務委託

2. 契約の相手方

Minami こども教室実行委員会

3. 随意契約理由

地域のまちづくり活動や子どもの健全育成活動に参画する民間事業者の中には、外国につながる住民に対して日本語教室、子どもの居場所づくり、生活支援などの事業に取り組んでいる団体があり、地域において関係機関等との支援ネットワークを構築し、様々な相談にも対応している。

外国につながる子どもの保護者等への相談支援や就労につながる学習支援、また、若者たちどうしの意見交流、支え合う仲間づくり、情報発信等の支援を円滑に実施するうえで、こうしたネットワークやノウハウ等の活用が最も重要であり、これらを有する事業者を選定することにより、事業目的の達成に資するため、公募型プロポーザル方式を採用し事業者を募集する。

公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者からこれまでに培ってきたノウハウ等に基づいて、より効果的な実施手法などの提案を得ることが期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ
(電話番号：06-6267-9743)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度大阪府中央区における自律的な地域運営の支援事業業務委託

2. 契約の相手方

街角企画株式会社・有限会社OM環境計画研究所地活協事業推進共同企業体

3. 随意契約理由

本業務について、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、各地域活動協議会の事情に精通し、最も適切な提案を行った事業者への業務委託が、優れた成果を期待できることから、性質又は目的が競争入札に適さないものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号：06-6267-9833）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度中央区コミュニティ育成・区民レクリエーション事業業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由

本事業は、地域文化の振興発展を図るため、多くの区民が集い交流し、連帯感を高める事業であり、中央区における地域コミュニティの発展をめざした事業実施が求められている。

したがって、地域ニーズに応えるための事業とし、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識・経験や応用力に基づいた企画運営による事業提案を行わせる必要があり、競争入札に適さないものである。事業者を広く募集し、最も効果的な事業内容及び方法の提案を得ることができる公募型プロポーザル方式を採用することにより、優れた事業効果が期待できる。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所市民協働課市民協働グループ（電話番号：06-6267-9734）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度とんぼりリバーウォーク清掃業務委託

2. 契約の相手方

南海ビルサービス株式会社

3. 随意契約理由

本業務内容は、とんぼりリバーウォークの管理運営者である南海電気鉄道株式会社と契約を締結している南海ビルサービス株式会社が実施する業務と密接不可分な関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、業務の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがある。

また、同社に実施させた場合には、別の受託事業者が発注するよりも一般管理費など共通経費の削減が見込め、業務の円滑な実施を確保する上でも有利となると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当し、南海ビルサービス株式会社と特名随意契約により契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：06-6267-9831）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度とんぼりリバーウォーク（遊歩道）警備業務委託

2. 契約の相手方

南海ビルサービス株式会社

3. 随意契約理由

本業務内容は、とんぼりリバーウォークの管理運営者である南海電気鉄道株式会社と契約を締結している南海ビルサービス株式会社が実施する業務と密接不可分な関係にあり、同社以外の者に履行させた場合、業務の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがある。

また、同社に実施させた場合には、別の受託事業者に発注するよりも一般管理費など共通経費の削減が見込め、業務の円滑な実施を確保する上でも有利となると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当し、南海ビルサービス株式会社と特名随意契約により契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：06-6267-9831）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度「中央区にぎわいスクエア」業務委託

2. 契約の相手方

株式会社ハイティアーズエンターテインメント

3. 随意契約理由

本事業の要となる集客効果の高いイベントの開催については、高度な企画力が求められる。また、事業の実施にあたっては、(一社)大阪活性化事業実行委員会、商店会、企業等が運営する大阪ミナミを中心としたイベントと「中央区にぎわいスクエア」を一体的に開催し、人流の回遊を促す中央区の一大イベントとして盛り上げていくことが不可欠であり、関係団体との連携とクレーム対応も含めた地元との調整力が求められるため、最も適切な実施内容・方法を提案した事業者からの提案内容に基づいて実施する業務委託において、優れた成果を期待できるため、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：06-6267-9831）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度区民協働による魅力発信推進事業業務委託

2. 契約の相手方

街角企画株式会社

3. 随意契約理由

本事業の要となる区内の地域資源を最大限に活かしたまちの歴史的・文化的魅力を体感できるイベントの実施並びに「すぐれもん」の活動支援事業は、多くの関係団体等との連携を図りながら、市民協働の成果をめざすものであることから、当該団体と臨機応変かつ柔軟な対応が求められ、一般競争入札等による選定方法では、事業遂行力を推し量ることができない。また、事業実施にあたっては、中央区の歴史・文化に対する豊富な知識が求められることから、本件事業の契約相手方の選定は、事業者の能力・経験をいかした実施内容・方法を企画提案させ、契約相手方を選定することにより、より大きな事業効果が期待できるものであることから、公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定する

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：06-6267-9831）

随意契約理由書

1. 案件名称

2025年日本国際博覧会「大阪ウィーク」舞台設営及び催事運営業務（ポップアップステージ南）業務委託

2. 契約の相手方

幸せ工務店

3. 随意契約理由

本案件については、大阪・関西万博会場で上方伝統芸能に関する催事を開催するにあたり、催事会場であるポップアップステージ南の舞台設営および運営・進行を行う必要がある。

幸せ工務店 代表 黒飛 忠紀は、美術品の展示会設営や伝統芸能の舞台監督、運営進行など多数の実績を持つ事業者である。当該催事は、当区と包括連携協定を締結している公益財団法人山本能楽堂の企画・出演を予定しており、これまで公益財団法人山本能楽堂主催の公演において、運営進行を中心に万全の業務を遂行してきたところである。

一方、能をはじめとする上方伝統芸能特有の用語理解及び上演中に独特の間（タイミング）を適切にとる必要があり、一般の事業者ではこれが難しく、その都度説明が必要となるため、限られた時間のなかでスムーズに準備や進行を行うのは困難である。

また、能楽堂で上演される能をはじめとする伝統芸能の出演者が、大阪・関西万博会場の舞台でも同様に演じられる環境を整えることができ、これまでの経験から様々な想定外の状況にも柔軟に対応できるうえ、今回の催事会場が半野外であるため、これまで培ってきた屋外公演での経験を活かし、天候等の影響を考慮して適切に対応することが可能である。

以上のことから幸せ工務店 代表 黒飛 忠紀は、これらの条件に対応できる唯一の事業者であり、本案件は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当し、また大阪市随意契約ガイドライン（2）②「施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき」に該当するため、特名による随意契約を締結する

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所魅力推進課魅力推進グループ（電話番号：06-6267-9831）

随意契約理由書

1. 案件名称

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び地域福祉見守り活動事業

2. 契約相手方

社会福祉法人大阪市中央区社会福祉協議会

3. 随意契約理由

本事業は「大阪市地域福祉基本計画」に基づき福祉局が行う「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下「強化事業」という。）と「大阪市中心部地域福祉ビジョン」に基づき中央区独自で行う「地域福祉見守り活動事業」（以下「見守り活動事業」という。）について、一体の契約を締結するものである。

強化事業と見守り活動事業については、どちらの事業も地域を基盤にして要援護者の見守り・支援を行うものであり、相互で密接に関連していることから、両事業を一体の契約として締結することで、より効率的・効果的に事業を行うことができ、事業達成目的が図られるところである。

これらの事業を実施する契約相手方の要件としては、区内や地域の福祉課題を詳細に把握しており、地域資源の活用、協力が得られるとともに、行政と地域との間に立って支援できる「中間支援機能」を有すること、事業実施に際しては、福祉分野における専門的知識やノウハウを有することが必要不可欠である。

大阪市中心部地域福祉協議会（以下「当該契約相手方」という。）は、社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図るため設立された区内唯一の社会福祉法人で、区内や地域の福祉課題に精通しており、当区と地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結し、協働により地域福祉の推進を図っていることから、当該契約相手方は、本事業を確実に履行することが可能である唯一の団体であるため、随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課（保健福祉）

（電話番号：06-6267-9194）

随意契約理由書

1. 案件名称

中央区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2. 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3. 随意契約理由

中央区役所が所管する施設における保守点検業務や修繕業務は、日常的に施設を利用する市民の利便性や安全性を確保するため、適切かつ確実に実施する必要がある。

施設管理にかかる適切な点検の実施や緊急対応並びに施設の修繕等については、中央監視設備と空調設備といった相互に関連する設備の不具合に対して総合的に対応できる幅広い技術力、停電や設備の故障時に対する対応、設備の劣化や故障状況に応じた修繕提案など、施設を維持管理するための総合的かつ高度で専門的な技術力や知識が求められる。また、点検実施については、複数の施設で多種多様な点検を実施するため、円滑に履行期限内に実施する効率性や経費の縮減を考慮した内容が求められるほか、法改正等にも適時対応しなければならないものである。

これらの業務を円滑に実施していくためには、契約相手方の決定にあたり、実施事業者及び配置予定技術者の実績・経験・能力をはじめ、緊急時を含めた業務実施体制、良好な施設管理に資する方策、保守点検等の業務を効率的・効果的に実施する方策などを客観的に評価したうえで、実施事業者とする必要があることから、本業務の性質及び目的が競争入札に適さない。

以上の理由から、本業務委託の実施事業者の選定には、企画競争方式を採用する。公募にあたっては、業務に関する提案並びに業務実施にかかる経費の縮減に関する提案を求めることにより、実施事業者のもつ建築物等の施設管理に関するノウハウや幅広い知識・経験、専門性を活用することで、効率的かつ効果的な施設管理業務を実施していくことが期待できる。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所総務課（電話番号：06-6267-9988）